

序章 山形市景観計画とは

1 景観計画策定の背景

山形市は城下町より発展してきた歴史・文化の豊かなまち、緑豊かな山々に囲まれた自然あふれるまちです。しかしながら、人々の生活様式の多様化や経済活動の進展に伴い、景観を取り巻く環境は大きく変化しており、存在そのもの、又はその価値が失われつつある景観が少なからず存在します。一方で、山形市の成り立ちを知る上で重要な自然や歴史、文化的な意味を持ち、現在でも受け継がれている景観も幾つ也存在します。

山形市では、「山形市総合計画」や「美しい山形をつくる基本条例」、「山形市環境計画」の趣旨に基づき、山形市の自主的な景観施策として、平成6年12月に景観形成の基本方針である「山形市都市景観計画（山形市都市景観ガイドプラン）」を策定するとともに、その実現に向け、平成8年6月には「山形市景観条例」を制定し、独自の景観形成に取り組んできました。しかしながら、前述のとおり、自主条例による独自の取り組みだけでは、貴重な景観を守ることは、時代の流れと共に難しくなり、社会の成熟により市民の価値観も、まちの機能性や利便性といった「量的充足」から、精神的な豊かさを重視した「質的充足」へと変化し、個性豊かで魅力あふれる山形市固有の景観の創出が求められています。

全国的にも、近年の人々の景観に対する意識の高まりから、積極的な景観の保全・整備のための様々な取り組みが各地で進められております。平成16年には、国が「景観法」を制定し、地方公共団体による地域ごとの個性や特色を生かした景観形成を推進するとともに、現にある良好な景観を保全するだけでなく、新たに良好な景観を創出するための制度を創設しました。

山形市では、「山形市都市景観計画」の策定から20年以上が経過する中、平成31年4月の中核市移行により、景観法に基づく様々な制度を活用できる景観行政団体に位置付けられることから、景観法に基づく「山形市景観計画」を策定し、現在の山形市の状況や課題、地域特性に応じた、より一層特色ある景観施策を推進し、市民・事業者・行政の協働の取り組みである景観まちづくりを進めていきます。

2 景観計画の目的

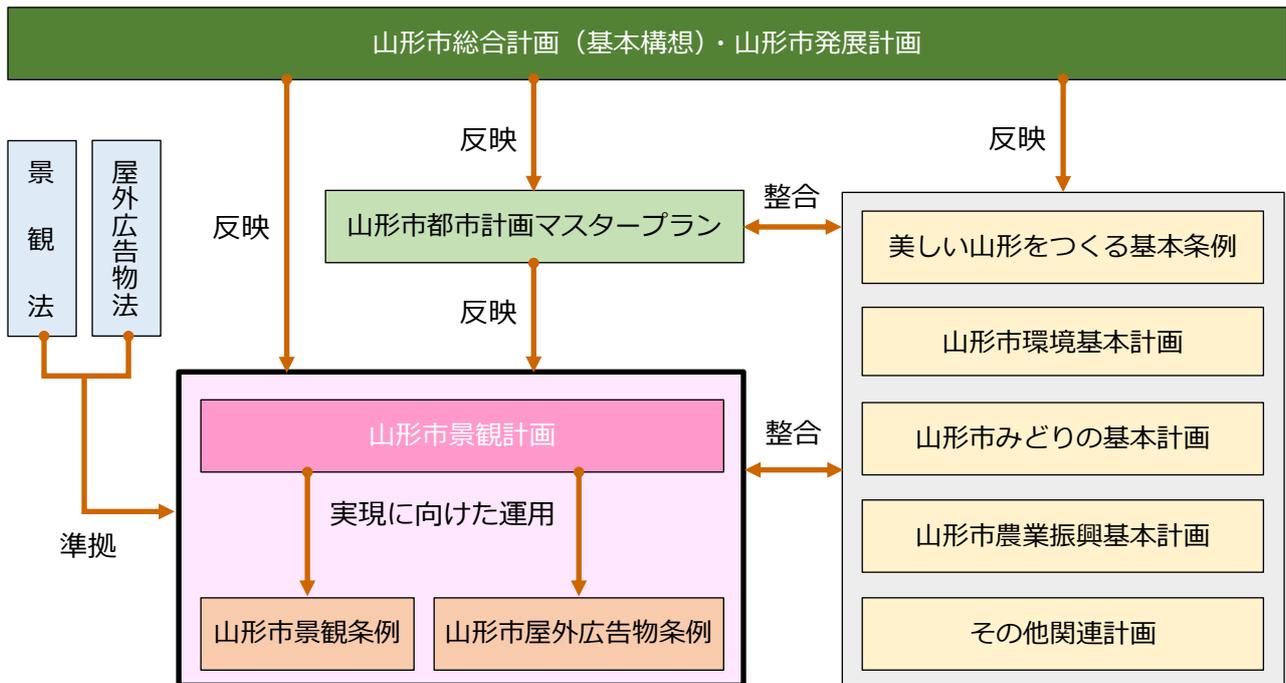
● 「景観」は見る者の目を通して捉えられた環境の姿です。それは、ある場所、ある時点での目に写る姿ばかりではなく、その変化が個人の記憶の中に積み重なってできるイメージをも含む概念としてここでは捉えることができます。このような「景観」は特に見る者の価値観を強く写し込みます。そのため、景観をとおしてまちづくりのあり方を考える時には、市民の共有する価値観や歴史の捉え方についても検討する必要があります。

わが国では、産業構造の変化や生活様式の多様化など、近代化を果たしてきた一方で、それまで都市部や集落部が持っていた自然や歴史との関わりが次第に希薄になってきました。景観形成をとおしたまちづくりとは、それぞれの地域の持つ特性を見つめ直し、魅力的なまちの姿をつくっていく活動とも言えます。景観は時間をかけて徐々に変わっていくものであり、その過程には多くの主体が関わりを持っています。したがって、景観まちづくりの手だては総合的であるとともに、長期にわたる持続的な取り組みである必要があります。

景観まちづくりを行うにあたっては、多くの市民と共に考えていくことが重要です。本計画は、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた主体的な取り組みを行い、協働による景観まちづくりを推進するための指針となることを目的に策定します。

3 景観計画の位置づけ

本計画は、「山形市総合計画（基本構想）」、「山形市発展計画」に即し、景観に関する事項について、山形市の関連計画と整合性を保ちながら定めます。



4 景観計画の期間

景観まちづくりが人々の生活に溶け込み、その中での日々の営みが、いつか風土としてその土地に息づくためには、未来を見据え、子ども達に景観をつなぐ取り組みを、長い時間をかけて熟成させていく必要があります。

このことから、本計画は計画期間を定めないこととしますが、景観における様々な環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行いながら、取り組みを推進します。

本計画は、良好な景観の形成のための方針を定め、山形市の特徴的な景観を生かすための景観まちづくりに関する独自の施策を示し、市民・事業者・行政の協働により推進する計画とします。

序章 山形市景観計画とは

- 1 景観計画策定の背景
- 2 景観計画の目的
- 3 景観計画の位置づけ
- 4 景観計画の期間
- 5 景観計画の構成

景観計画の必要性を
整理します

第1章 山形市の景観

- 1 山形市の景観
- 2 景観類型

景観特性と課題を
整理します

第2章 景観まちづくりの方針

- 1 景観計画区域
- 2 景観形成の基本方針
- 3 景観類型別の方針

景観まちづくりの
基本方針を示します

第3章 景観まちづくりの誘導の取り組み

- 1 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 2 屋外広告物の行為の制限に関する事項
- 3 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
- 4 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観まちづくりのルール
を示します

第4章 景観まちづくりに向けた協働の取り組み

- 1 景観推進方策の考え方
- 2 景観づくりの取り組み
- 3 人づくりの取り組み

景観まちづくりの施策
を示します

第5章 景観まちづくりの推進に向けて

- 1 市民と事業者の役割
- 2 行政の役割
- 3 市民・事業者・行政の協働

景観まちづくりの
推進体制を示します

参考資料